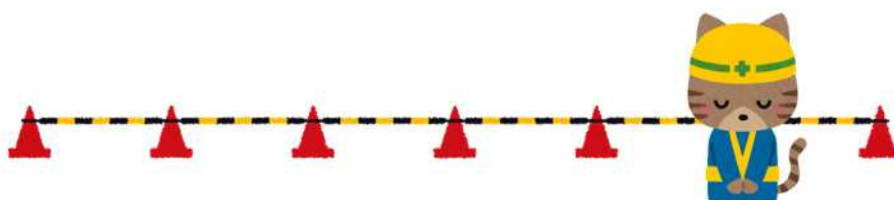


## 7. 資料集

○免許証が必要な作業	7-2
○作業主任者の選任が必要な作業	7-6
○悪天候時及び地震後の作業規則	7-8
○架空線に対する安全対策について	7-10
○労災保険について	7-11
○建退共について	7-12
○労働者派遣法について	7-13
○ハーネス型安全帯について	7-14
○県工事安全管理監督規程・実施要綱	7-15
○県工事事務連絡会議規約	7-20
○土木部安全対策委員会設置要綱・運営要領	7-23
○宮城県建設工事事務連絡会議規約	7-35
○宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議規程	7-40
○宮城県建設工事事務連絡会議規約	7-42
○県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領	7-48



○免許証が必要な作業

	作業の種類	業務内容	資格要件	関係条項
クレーン等	クレーン運転	つり上げ荷重が 5t 以上のクレーンの運転	免許者（クレーン運転士）	安衛令 20 クレーン則 22
		つり上げ荷重が 5t 以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン	免許者（クレーン運転士）又は技能講習修了者	安衛令 20 クレーン則 22
		1.つり上げ荷重が 5t 未満のクレーンの運転 2.つり上げ荷重が 5t 以上の跨線テルハの運転	特別教育修了者	安衛令 36 クレーン則 21
	移動式クレーン運転	つり上げ荷重が 5t 以上の移動式クレーンの運転	免許者（移動式クレーン運転士）	安衛令 20 クレーン則 68
		つり上げ荷重が 1t 以上 5t 未満の移動式クレーンの運転	免許者（クレーン運転士）又は技能講習修了者	安衛令 20 クレーン則 68
		つり上げ荷重が 1t 未満の移動式クレーンの運転	特別教育修了者	安衛則 36 クレーン則 67
	建設用リフト運転	建設用リフトの運転の業務	特別教育修了者	安衛則 36 クレーン則 183
	デリック運転	つり上げ荷重が 5 t 以上のデリックの運転	免許者（デリック運転士）	安衛令 20 クレーン則 108
		つり上げ荷重が 5 t 未満のデリックの運転	特別教育修了者	安衛則 36 クレーン則 107
	玉掛作業	つり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	技能講習修了者	安衛令 20 クレーン則 221
		つり上げが荷重 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	特別講習修了者	安衛則 36 クレーン則 222
	ゴンドラ	ゴンドラ操作者	ゴンドラの操作	特別教育修了者
巻上げ機	巻上げ機運転者	動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転	特別教育修了者	安衛則 36
グラインダー	研削といし取替試運転作業	研削といしの取替え又は取替え時の試運転	特別教育修了者	安衛則 36
溶接	ガス溶接作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	技能講習修了者	安衛令 20
	アーク溶接作業	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接溶断等の業務	特別教育修了者	安衛則 36

	作業の種類	業務内容	資格要件	関係条項
電気	電気取扱者(高圧又は低下)	充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作	特別教育修了者	安衛則 36
火薬	発破技士	発破の業務(せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	発破技士免許者	安衛令 20 安衛則 318
酸欠	酸素欠乏危険作業者	酸素欠乏危険作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則 36 酸欠則 12
粉じん	特定粉じん作業者	常時特定粉じん作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則 36 酸じん則 22
建設機械等	車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転者	機体重量3t以上のもの(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令 20
		機体重量3t未満のもの(同上)	特別教育修了者	安衛則 36
	車両系建設機械(基礎工事用)運転者	機体重量3t以上のもの(同上)	技能講習修了者	安衛令 20
		機体重量3t未満のもの(同上)	特別教育修了者	安衛則 36
	基礎工事用建設機械運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務	特別教育修了者	安衛則 36
	車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作を行う者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作(車体上の運転席における操作を除く)	特別教育修了者	安衛則 36
	車両系建設機械(締固め用)運転者	ローラー運転の業務(道路上の走行運転を除く。)	特別教育修了者	安衛則 36
	車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務	特別教育修了者	安衛則 36
	車両系建設機械(解体用)運転者	機体重量3t以上のもの(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛令 20

	作業の種類	業務内容	資格要件	関係条項
建設機械等	車両系建設機械（解体用）運転者	機体重量 3 t 未満のもの（同上）	特別教育修了者	安衛則 36
	ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転の業務	特別教育修了者	安衛則 36
	高所作業車運転者	作業床の高さが 10メートル以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	技能講習修了者	安衛則 20
		作業床の高さが 10メートル未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則 36
	不整地運搬車運転者	最大積載量が 1 t 以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	技能講習修了者	安衛令 20
		最大積載量が 1 t 未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則 36
	フォークリフト運転者	最大荷重が 1 t 以上のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	技能講習修了者	安衛令 20
		最大荷重が 1 t 未満のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則 36
	ショベルローダー等運転者	最大荷重が 1 t 以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	技能講習修了者	安衛令 20
		最大荷重が 1 t 未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則 36
軌道動力車運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務	特別教育修了者	安衛則 36	
高気圧作業	圧縮機操作係員	作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務	特別教育修了者	安衛則 36 高圧則 11
	送気調節係員	作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則 36 高圧則 11

	作業の種類	業務内容	資格要件	関係条項
高気圧作業	加減圧係員	気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則 36 高圧則 11
	再圧室操作係員	再圧室を操作する業務	特別教育修了者	安衛則 36 高圧則 11
	高圧室内作業	高圧室内作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則 36 高圧則 11
	潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はポンプからの給気を受けて、水中において行う業務	免許者	安衛令 20 高圧則 12
ずい道	ずい道内作業	ずい道等の掘削、覆工等の作業	特別教育修了者	安衛則 36

## ○作業主任者の選任が必要な作業

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	関係条項
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	免許者	高圧則 10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免許者	安衛則 314
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免許者	電離則 46
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免許者	電離則 52-1
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を5台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則 129
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則 321-3
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業	技能講習修了者	安衛則 359
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	技能講習修了者	安衛則 374
ずい道等の掘削作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則 383-2
ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則 383-4
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	技能講習修了者	安衛則 403
はい付け作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け、はいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則 428
型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則 246
足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 565
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成され、その高さが5m以上であるものの組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517-4

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	関係条項
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造で、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517-8
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則 517-12
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則 517-17
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5m以上のものであるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517-22
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業	技能講習修了者	特化則 27
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛 則 33
第1種及び第2種酸素欠乏危険作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則 11
有機溶剤の取扱い等作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤を製造又は取扱う作業	技能講習修了者	有機則 19

○悪天候時及び地震後の作業規則

天 候	作業の措置・規制等	関係条項	
<p>強風 (10 分間の平均風速が毎秒 10メートル以上の風)</p> <p>大雨 (1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上の降雨)</p> <p>大雪 (1 回の降雪量が 25 センチメートル以上の降雪)</p>	事後の点検等	明り掘削における作業箇所及び周辺の地山の点検 (大雨の場合)	安衛則 358
		土止め支保工の点検 (大雨の場合)	安衛則 373
		足場の各部分の状態の点検	安衛則 567
		作業構台の点検	安衛則 575 の 8
		ジブクレーンのジブの位置の固定等 (強風の場合)	クレーン則 31 の 3
		移動式クレーンのジブの位置の固定等 (強風の場合)	クレーン則 74 の 4
		ゴンドラの取付け部の状態、制御装置の機能、ワイヤロープ	ゴンドラ則 22
		採石作業の作業箇所及び地山の状態の変化の点検 (大雨の場合)	安衛則 401
	作業の中止基準等	解体用機械を用いる作業について危険が予想されるとき	安衛則 171 の 6
		建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ作業の実施について危険が予想されるとき	安衛則 194 の 6
		型わく支保工の組立て又は解体の作業の禁止	安衛則 245
		造林等の作業の禁止	安衛則 483
		木馬又は雪そりによる運材の作業の禁止	安衛則 496
		鉄骨の組立て、解体又は変更の作業の中止	安衛則 517 の 3
		鋼橋の架設、解体、変更の作業の中止	安衛則 517 の 7
		木造建築物の構造部材の組立て等の作業の中止	安衛則 517 の 11
		コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止	安衛則 517 の 15
		コンクリート橋の架設等の作業の中止	安衛則 517 の 21
		高さ 2 メートル以上の箇所での作業の禁止	安衛則 522
		足場の組立て等の作業の中止	安衛則 564
		作業橋台の組立て等の作業の中止	安衛則 575 の 7
		クレーン作業の中止 (強風の場合)	クレーン則 31 の 2
クレーンの組立て又は解体の作業の禁止	クレーン則 33		
移動式クレーン作業の中止 (強風の場合)	クレーン則 74 の 3		



天 候	作業の措置・規制等		関係条項
強風 (10 分間の平均風速が 毎秒 10 メートル以上の 風)  大雨 (1 回の降雨量が 50 ミ リメートル以上の降雨)  大雪 (1 回の降雪量が 25 セ ンチ以上の降雪)	作業 の 中 止 基 準 等	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の 作業の禁止	クレーン則 75 の 2
		デリックに係る作業の中止 (強風の場合)	クレーン則 116 の 2
		デリックの組立て又は解体の作業の禁止	クレーン則 118
		屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又 はガイドレールの支持塔の組立て又は解体 の作業の禁止	クレーン則 153
		建設用リフトの組立て又は解体の作業の禁 止	クレーン則 191
		ゴンドラを使用する作業の禁止	ゴンドラ則 19
暴風 (瞬間最大風速が毎 秒 30 メートルを超え る風)	事後の 点 検 等	屋外に設置されているクレーンの各部分の 異常の有無の点検	クレーン則 37
		屋外に設置されているデリックの各部分の 異常の有無の点検	クレーン則 122
		屋外に設置されているエレベーターの各部 分の異常の有無の点検	クレーン則 156
		建設用リフト (地下に設置されているものを 除く) の各部分の異常の有無の点検	クレーン則 194
	防止 措 置	屋外に設置されている走行クレーンの逸走 防止の装置	クレーン則 31
		屋外に設置されているデリックの破損防止 の措置	クレーン則 116
		屋外に設置されているエレベーターの倒壊 防止の措置 (瞬間風速毎秒 35 メートルを超 える場合)	クレーン則 152
		建設用リフト (地下に設置されているものを 除く) の倒壊防止の措置 (瞬間風速毎秒 35 メートルを超える場合)	クレーン別 189
中震以上の地震 (震度 4 以上の地震)	事後の 点 検 等	明かり掘削作業の作業箇所及び周辺地山の 状態の変化の点検	安衛則 358
		土止め支保工の点検	安衛則 373
		ずい道等の建設の作業における内部の地山 の点検	安衛則 382
		ずい道の建設の作業における可燃性ガスの 濃度測定	安衛則 382 の 2
		ずい道支保工の点検	安衛則 396
		採石作業の地山の点検	安衛則 401
		足場の各部分の状態の点検	安衛則 567
		作業構台の点検	安衛則 575 の 8
		屋外に設置されているクレーンの各部分の 異常の有無の点検	クレーン則 37
		屋外に設置されているエレベーターの各部 分の構造及び機能の点検	クレーン則 156
		建設用リフト (地下に設置されているものを 除く) の各部分の異常の有無の点検	クレーン則 194

## ○架空線に対する安全対策について

架空線に対する安全対策については、感電のおそれがある場合は「労働安全衛生規則」を遵守し、接触・切断の可能性がある場合は「土木工事安全施工技術指針」を参考に災害の防止を図らなければなりません。

### 労働安全衛生規則

(工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止)

#### 第三百四十九条

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

### 宮城県土木部共通仕様書 1-1-26 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（中略）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

### 土木工事安全施工技術指針 第2節 架空線等上空施設一般

#### 1. 事前確認

(2) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。

- ① 架空線上空施設への防護カバーの設置
- ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
- ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定



## ○労災保険について

(労災保険情報センターHPより抜粋)

労災保険とは、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます。）に基づく制度で、業務上災害又は通勤災害により、労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者又はその遺族に対し所定の保険給付を行う制度です。

業務上災害（「業務災害」ともいいます。）とは、労働者が就業中に、業務が原因となって発生した災害をいいます。

業務上災害については、労働基準法に、使用者が療養補償その他の補償をしなければならぬと定められています。

そこで、労働者が確実に補償を受けられるようにするため、及び事業主の補償負担の軽減のために労災保険制度が設けられ、下記のとおり労働者を一人でも使用すれば強制的に適用事業とすることとし、被災労働者が労災保険による補償給付を受けた場合は、使用者は労働基準法の補償義務を免除されることとされたものです。

労働者を一人でも使用する事業（個人経営の農業、水産業で労働者数5人未満の場合、個人経営の林業で労働者を常時には使用しない場合を除きます。）は、適用事業として労災保険法の適用を受けることになり、加入の手続きをとり（保険関係成立届の提出）、保険料を納付しなければなりません。保険料は全額事業主負担とされています。

加入は事業場ごとに行うもので労働者ごとではありません。したがって適用事業場に使用されている労働者であれば誰でも、業務上災害又は通勤災害により負傷等をした場合は保険給付を受けることができます。

労働者とは、正社員のみならずパート、アルバイト等、使用されて賃金を支給される方すべてをいいます。



## ○建退共について

(建設業退職金共済事業本部 HP より抜粋)

建退共制度は、建設業の事業主が当機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に当機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うというものです。

制度に関する手続きは、各都道府県の建設業協会にある都道府県支部で行い、しかも、簡単にできます。

建退共制度では、労働者がいつ、また、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われるという仕組みとなっていて、労働者が次々と現場を移動し、事業主を変わっても、その先々の事業主のところで共済証紙を貼ってもらい、建設業で働いた日数は全部通算できるようになっています。

したがって、建設業の事業主がお互いに協力しあって、みんなの力で育てていく制度ですので、事業主のみなさんがもれなく建退共制度に加入していただくことが何より先決となるわけです。

### <加入対象とならない労働者>

以下の内容に該当する方は加入出来ません。誤って加入し、掛金を納付した場合には、納付額のみので返還となりますのでご注意ください。

- ・事業主、役員報酬を受けている方及び本社等の事務専用社員。
- ・すでに、建設業退職金共済制度に加入している方。
- ・中小企業退職金共済（中退共）・清酒製造業退職金共済（清退共）・林業退職金共済（林退共）の各制度に加入している方。

ただし、中退共・清退共・林退共制度に加入している方が、建退共制度に加入することとなったときは、これまでの制度で納められた掛金を引き継ぎ、建退共制度に移動することができます。

建退共制度は、事業主がその雇用する労働者について退職金共済契約を締結し、掛金を払うものですから、事業主が加入しなければ、労働者だけが加入することはできません。

逆に、事業主は、共済契約を締結したときに雇用している労働者又は共済契約締結後に新たに雇用した労働者が建退共の対象者であれば、速やかに共済手帳の交付を申請しなければならないことになっています。

該当者について、共済契約者である事業主が共済手帳の交付の手続きを取っていないということであれば、事業主（共済契約者）を指導します。

## ○労働者派遣法について

### 労働者派遣法 第四条

何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
- 三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

上記の条文により、建設業務での労働者派遣は禁止されています。発注工事で、下請負契約を結んでいない業者から作業員等が出されていることが発覚した場合は、公共工事の発注者として違法行為を見逃すわけにはいきません。もし、発覚した場合には、是正指導するとともに、すみやかに宮城労働局職業安定部需給調整事業室へ相談（通報）してください。労働局での調査により、労働者派遣法に違反していると認められた場合は、宮城労働局長から業者に対し是正指導書が発行される場合があります。指定期日までに是正されない場合は、行政処分等の対象となることがあります。

#### ●出向と派遣の違い

出向と派遣の違いは、派遣先（出向先）に労働契約と指揮命令関係があるかないかによって判断します。出向の場合には、労働契約および、指揮命令関係が出向先にあるのに対し、派遣の場合には、労働契約は派遣元、指揮命令関係は派遣先にあります。

在籍出向とは、出向元と出向先双方と労働契約を結び、出向先が指揮命令権および一部の人事権（解雇、退職などは出向元にある）を有する形態をいいます。

この在籍出向と派遣の違いが非常にわかりづらいので、在籍出向にあたる場合の判断基準を以下に記載します。

在籍出向にあたる場合の判断基準

- ① 出向先が出向労働者に対する指揮命令権を有していること
- ② 出向先が賃金の全部または一部の支払をすること
- ③ 出向先の就業規則の適用があること
- ④ 出向先が独自に出向労働者の労働条件を変更することがあること
- ⑤ 出向先において社会・労働保険に加入していること

以上の点を総合的に考慮して、在籍出向か派遣かの判断をおこないます。

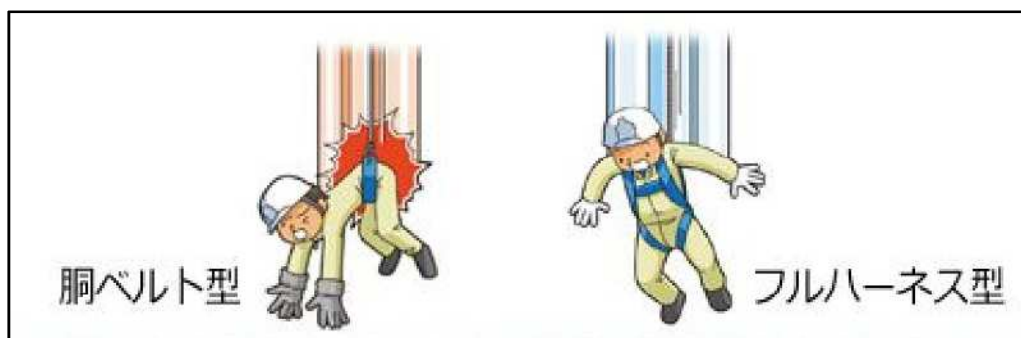
## ○ハーネス型安全帯について

従来から使用されている胴ベルト型は、落下時に腹部の一部に衝撃加重が集中し、腰や内臓を損傷してしまうリスクがあります。一方、ハーネス型は衝撃加重を体全身で緩和して衝撃を分散させるため、落下時の負傷を軽減することができます。

高さが6.75m以上の場合、墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となります。また旧規格に適合している安全帯は2022年1月1日以降、使用できません。

詳細は厚生労働省のホームページを確認願います。

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



※イラスト出典：ミドリ安全.com

高所等で立ち会いを行う場合等においては、発注者としてハーネス型安全帯を着用するとともに、請負業者等に対しハーネス型安全帯を導入するように指導しましょう。



## 県工事安全管理監督規程（昭和54年3月31日訓令甲第9号）

### （趣 旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、県が執行する建設工事の安全かつ適正な施行を図るため、労働災害の防止及び安全の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定 義）

第2条 この規程において「工事」とは建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第2条第1号に規定する工事を、「工事執行者」とは同条第2号に規定する工事執行者をいう。

2 この規程において「監督員」とは、県請負工事監督規程（昭和39年宮城県訓令甲第5号）第2条第1項に規定する監督員をいう。

### （工事執行者の責務）

第3条 工事執行者は、常に工事の執行状況を把握するとともに関係行政機関との連絡調整を行い、労働災害の防止及び安全の確保が図られるよう留意しなければならない。

### （安全管理監督職員の設置等）

第4条 前条に規定する事務に当たらせるため、安全管理監督者及び安全管理副監督者（以下「安全管理監督職員」という。）を置く。

2 安全管理監督職員は、別に定める職員をもつて充てる。

### （安全管理監督職員の職務）

第5条 安全管理監督者は工事執行者の命を受け、安全管理副監督者は安全管理監督者の命を受け、それぞれ次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 労働者の安全の確保に関する各種法令に基づく事項の遵守状況の把握に関すること。
- (2) 工事現場の安全管理状況の把握に関すること。
- (3) 安全管理に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (4) 安全管理監督に係る研修に関すること。
- (5) その他安全管理監督に関すること。

### （指揮監督）

第6条 安全管理監督職員は、前条第1号及び第2号に掲げる事務を行うに当たり、監督員を指揮監督することができる。

### （工事執行者等に対する改善措置）

第7条 安全管理監督職員は、工事における労働災害の防止及び安全の確保に関し必要があると認めるときは、工事執行者又は監督員に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

### （委 任）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和57年3月31日訓令甲第4号抄）

### （施行期日等）

1 この訓令は、昭和57年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

#### 附 則（昭和58年3月31日訓令甲第7号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和61年3月31日訓令甲第10号）

### （施行期日）

1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この訓令の施行の際現に安全管理監督職員に任命されている職員（改正後の第4条第2

項の規程により安全管理監督職員とされる職員を除く。)は、別に辞令を發せられることなく、この訓令の施行の日において解任されるものとする。

附 則 (昭和62年3月31日訓令甲第10号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月4日訓令甲第13号)

この訓令は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月30日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日訓令甲第26号)

この訓令は平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年5月7日訓令甲第16号)

この訓令は、平成2年5月7日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日訓令甲第12号)

この訓令は、平成3年  
4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日訓令甲第14号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日訓令甲第17号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月30日訓令甲第33号)

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日訓令甲第14号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令甲第21号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日訓令甲第19号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日訓令甲第25号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日訓令甲第18号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日訓令甲第25号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令甲第32号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令甲第22号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日訓令甲第17号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日訓令甲第14号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日訓令甲第28号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日訓令甲第18号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。



## 県工事安全管理監督実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、県が執行する工事（以下「工事」という。）の安全点検及び安全管理に係る研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (安全点検の実施)

第2 県工事安全管理監督規程（昭和54年宮城県訓令甲第9号。以下「規程」という。）第4条に規定する安全管理監督職員（以下「監督職員」という。）は、規程第5条第2号に規定する事務を行うため、工事の安全点検を実施するものとする。

2 規程第4条第2項に規定する監督職員は、別表1のとおりとする。

3 第1項に規定する工事の安全点検は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第89条各号及び第90条各号に該当する工事、県工事事務事故防止対策委員会（昭和53年12月4日要綱設置。以下「委員会」という。）において決定された危険度の高い特殊作業工事及び夜間工事のほか、別表1の安全管理監督者（以下「監督者」という。）が必要と認めた工事について行う。

### (安全点検実施計画の策定)

第3 監督者は、工事の安全点検を実施する場合は、あらかじめ、安全点検実施箇所別計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を作成し、必要の都度、安全点検を実施しなければならない。

2 計画書は、毎年作成するものとする。

### (労働基準監督署との連絡調整)

第4 監督者は、工事の安全点検を実施する場合は、事前に管内を所轄する労働基準監督署（以下「監督署」という。）と連絡調整を行い、監督署担当官の立会いのもと合同点検を行うなど労働災害の防止と安全の確保が図られるよう努めなければならない。

### (工事監督指導チェックリストの記載)

第5 監督職員は、工事の安全点検を実施する場合は、工事監督指導チェックリスト（様式第2号）を携帯し、点検の内容、受注者に対する注意又は指示等必要な事項を記載しなければならない。

### (安全点検実施状況の報告)

第6 工事を所管する各課長及び各室長（以下「課長等」という。）並びに地方機関の長（以下「所長」という。）は、監督職員が行った工事の安全点検の実施状況を安全点検実施箇所別報告書（様式第3号）により毎年4月5日までに、第3に規定する計画書を添えて、課長等並びに所長が所属する部局長（以下「部局長」という。）に報告しなければならない。

2 所長が前項に規定する報告を行う場合は、別表2に掲げる安全点検に係る主務課（以下「主務課」という。）を経由するものとする。

### (安全管理監督の研修)

第7 監督者は、規程第5条第4号に規定する事務を行うため、年間の研修計画を策定しなければならない。

2 前項の研修計画には、研修の実施時期、対象者及び研修科目等を定めるものとする。この場合、実施期日については上半期1回、下半期1回を目処に設定しなければならない。

3 監督者は、特に必要があると認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、随時研修を実施するものとする。

### (関係行政機関との連絡調整)

第8 監督者は、安全管理監督に係る研修を実施する場合は、関係行政機関と連絡調整を行い、当該研修によって労働災害の防止と安全の確保が図られるよう留意しなければならない。

(研修実施状況の報告)

第9 課長等及び所長は、監督者が行った安全管理研修実施状況を毎年4月5日までに、研修実施状況報告書(様式第4号)により、部局長に報告しなければならない。

(委員会への報告)

第10 部局長(土木部長を除く)は、部局内の安全点検及び研修の実施状況を取りまとめ、土木部長に報告するものとする。

2 土木部長は、当該年度中における工事の安全点検実施状況及び安全管理研修実施状況を取りまとめ、委員会に報告しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、工事の安全点検等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

産業経済部所管工事安全点検実施要領(平成11年4月1日制定)は、廃止する。

土木部所管工事安全点検等実施要領(昭和56年4月1日制定)は、廃止する。

企業局所管工事安全点検等実施要領(昭和56年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

組 織	安全管理監督者	安全管理副監督者
工事を所管する各課(室)	工事を分掌する総括技術補佐。 ただし、総括技術補佐が置かれていない場合は総括課(室)長補佐とする。 上記の者が置かれていない場合等は、課(室)長が命じた者とする事ができる。	工事を分掌する班の班長及び課(室)長が命じた者。
工事を所管する地方機関	工事を分掌する総括次長または、工事を分掌する総括技術次長。 ただし、上記の者が置かれていない場合等は、所長が命じた者とする事ができる。	工事を分掌する班の班長及び所長が命じた者。

別表2（第6条第2項、第9条関係）

	安全点検に係る 総括課	安全点検に係る 主務課	安全点検実施課及び実施地方機関
総務部	人事課	人事課	工事を所管する各課(室)及び地方機関
環境生活部	循環型社会推進課	循環型社会推進課	工事を所管する各課(室)及び地方機関
経済商工観光部	観光政策課	観光政策課	工事を所管する各課(室)及び地方機関
農政部	農政総務課	農村振興課	工事を所管する各課(室)及び地方機関
水産林政部	水産林業政策室	水産業基盤整備課	工事を所管する各課(室)及び地方機関
		森林整備課	工事を所管する各課(室)及び地方機関
土木部	事業管理課	事業管理課	工事を所管する各課(室)及び地方機関
企業局	水道経営課	水道経営課	工事を所管する各課(室)及び地方機関

## 県工事事故防止対策委員会設置要綱

(設 置)

第1 県の発注工事について、工事の施工に関連して発生が予想される事故を未然に防止する等のため、県工事事故防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 事故防止対策の樹立並びに研究
- (2) 工事現場の事故防止のための指導の徹底
- (3) 各種安全対策の実施状況
- (4) その他関連する事項で委員長が必要と認める事項

(組 織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長 副知事
- (2) 副委員長 公営企業管理者
- (3) 委員 総務部長、農政部長、水産林政部長、土木部長、出納局長、その他委員長が必要と認める者

(幹 事 会)

第4 委員会に必要な事項を調査させるため幹事会を置く。

2 幹事会は、委員の属する部、局の技術担当副部局長（総務部にあつては総務部副部長）をもって構成する。

(会 議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶 務)

第6 委員会の庶務は、土木部事業管理課において処理する。

(雑 則)

第7 この要綱に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

**【県工事事務防止対策委員会組織】**

委員長（議長）	副知事
副委員長	公営企業管理者
委員	総務部長
	農政部長
	水産林政部長
	土木部長
	出納局長

**【県工事事務防止対策委員会幹事会組織】**

幹事長（議長）	土木部長
幹事	総務部副部長
	農政部副部長（技術担当）
	水産林政部副部長（技術担当）
	土木部副部長（技術担当）
	出納局副局長（技術担当）
	企業局副局長（技術担当）

**【庶務担当：土木部事業管理課】**

## 県工事事務事故防止対策事務連絡会議規約

(趣旨)

第1 県発注工事の事故防止対策の円滑な実施を図るため、県工事事務事故防止対策事務連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 県工事事務事故防止対策委員会に付議する事項に関すること。
- (2) 県工事事務事故防止対策推進計画の内容の検討と評価に関すること。
- (3) その他事故防止対策を検討するために必要と思われること。

(構成)

第3 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。また、代表が必要と認める場合には、それぞれの課（室）の課（室）長補佐、技術補佐、その他の者を加えることができるものとする。

総務部 管財課施設班長  
農政部 農村振興課技術管理班長  
水産林政部 森林整備課治山班長  
水産林政部 漁港整備推進室漁港企画班長  
土木部 事業管理課工事管理班長  
出納局 検査課工事検査第二班長  
企業局 企業局水道経営課施設管理班長

(代表)

第4 連絡会議の代表は、土木部事業管理課工事管理班長とする。

(庶務)

第5 連絡会議の庶務は、土木部事業管理課において行う。

附則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成13年7月1日から施行する。

附則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この規約は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和元年5月23日から施行する。

附則

この規約は、令和6年1月15日から施行する。

## 宮城県土木部安全対策委員会設置要綱

### (設 置)

第1 宮城県土木部が執行する建設工事の安全確保を図るため、宮城県土木部安全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の種別)

第2 委員会は、本庁に設置する中央委員会と、それぞれの地方機関に設置する地方委員会の2種とする。

### (所掌事務)

第3 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 設計審査に関すること。
- (2) 施工条件の検討に関すること。
- (3) 事故調査に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

### (中央委員会)

第4 中央委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会 議)

第5 中央委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

### (関係者の協力)

第6 中央委員会は、必要があるときには、経験豊富な技術者等から助言を受けることができる。

### (庶 務)

第7 中央委員会の庶務は、土木部事業管理課において処理する。

### (地方委員会)

第8 地方委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長には、それぞれの地方機関の長の職にある者をもって充て、副委員長及び委員は、それぞれの地方機関の職にある者の中から、委員長が任命する。

- 2 第4第2項及び第3項並びに第5及び第6の規定は、地方委員会において準用する。
- 3 地方委員会の委員長は、その審議状況について中央委員会の委員長に報告するものとする。
- 4 地方委員会の庶務は、地方委員会の委員長の指定する技術担当班において処理する。

### (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。



別表 1 [第 4 関係]

【宮城県土木部安全対策委員会中央委員会の構成】

委員長	副部長（技術担当）
副委員長	事業管理課長
委員	道路課長
	河川課長
	防災砂防課長
	港湾課長
	都市計画課長
	建築宅地課長
	住宅課長
	営繕課長
	設備課長

## 宮城県土木部安全対策委員会運営要領

### (目 的)

第1 この要領は、宮城県土木部安全対策委員会設置要綱第9の規定に基づき、宮城県土木部安全対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審査等の対象)

第2 委員会は、別表1に掲げる設計審査及び施工条件の検討並びに事故調査を行う。

### (審査等の内容)

第3 委員会は、設計に関する次の審査を行う。

- (1) 関連する工事との整合性並びに設計条件及び施工条件の確認に関すること。
- (2) 仮設構造物の設計に関すること。
- (3) 施工方法の選択に関すること。
- (4) 施工の安全に関すること。
- (5) 施工中の環境保全に関すること。
- (6) その他必要と認められる事項に関すること。

2 委員会は、施工条件に関する次の検討を行う。

- (1) 工事発注時における条件明示の内容に関すること。
- (2) 工事中において、現場が契約図書の施工条件と異なった場合の設計変更に関すること。
- (3) 施工中の工事で、請負業者から申出のあった施工条件に関すること。
- (4) 工事契約に係わる条件の変更に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項に関すること。

3 委員会は、事故調査に当たり、事故原因の技術的な調査分析を行う。

4 設計審査及び施工条件の検討については別表2により、事故調査については別表3により行う。

### (中央委員会の会議)

第4 中央委員会の委員長が、必要と認めた場合に、中央委員会を開催する。

- 2 中央委員会の委員長は、委員会を召集するに当たり、会議の内容に応じて、召集する委員を指名することができる。
- 3 中央委員会における説明資料は、関係する委員又は地方委員会の委員長が作成するものとする。
- 4 中央委員会の委員長が必要と判断した時は、事故調査の審査について宮城県建設工事事務局事故調査審査会に要請できる。

### (地方委員会の措置)

第5 地方委員会の委員長は、中央委員会及び地方委員会における審査結果に基づき、委託先の建設コンサルタントとの協議など、必要な措置を講ずるものとする。

2 地方委員会の委員長は、請負業者からの申出による案件の場合には、中央委員会及び地方委員会における検討結果を当該請負業者に通知するとともに、必要な措置を講

ずるものとする。

附 則

この要領は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

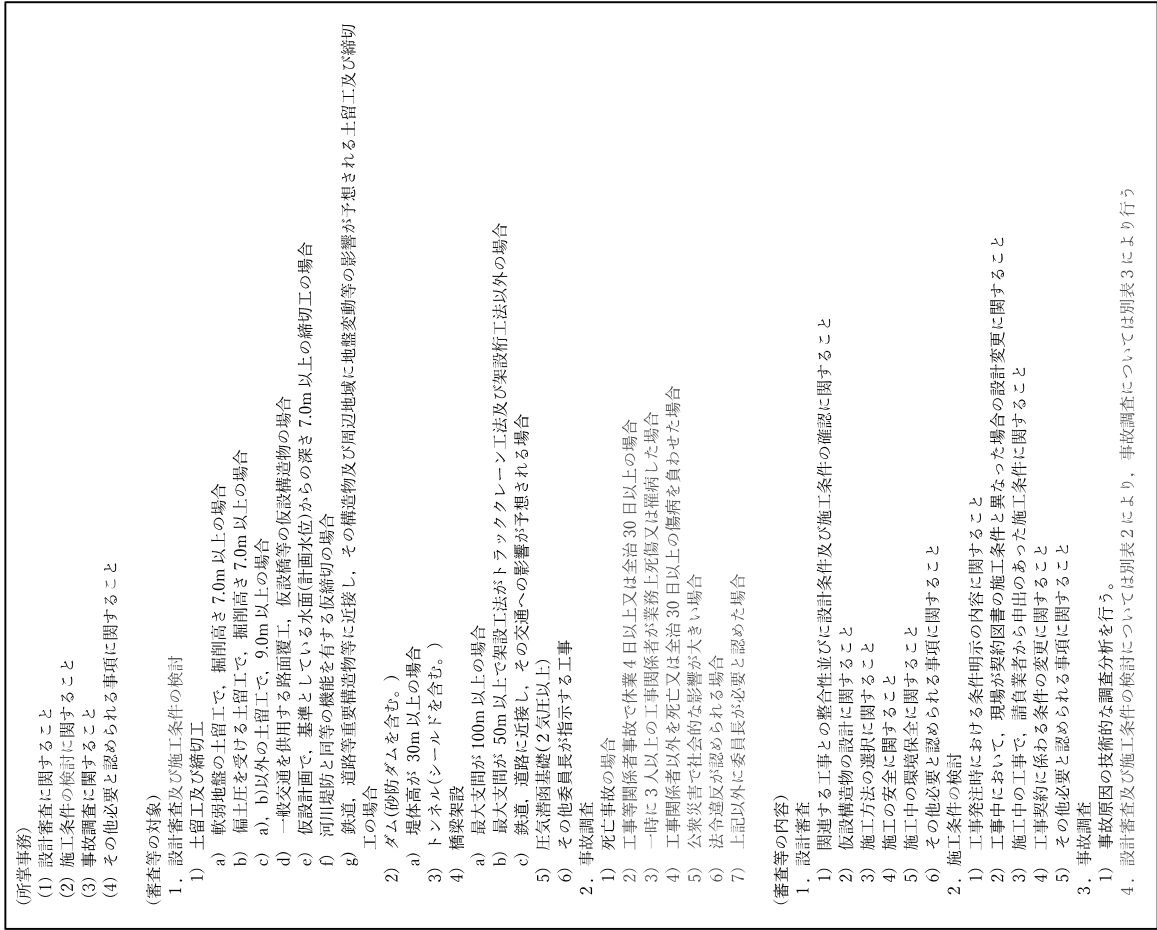
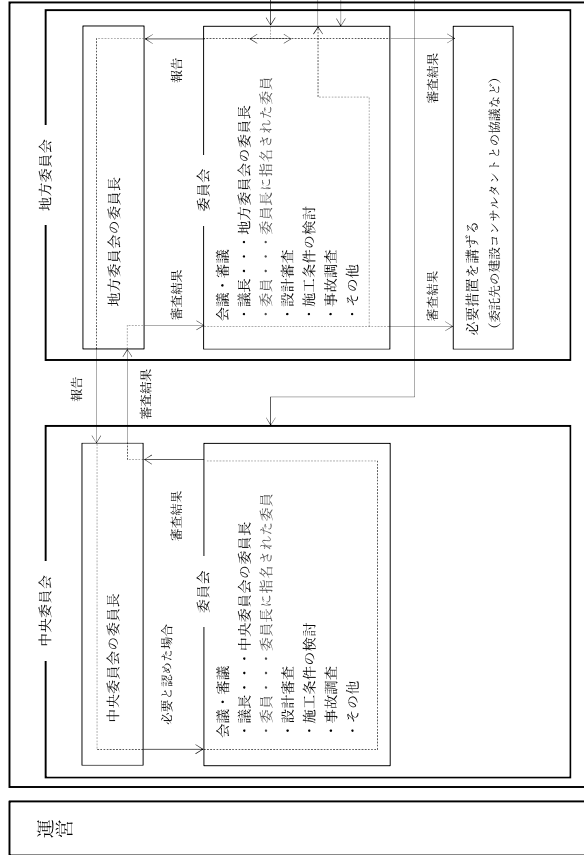
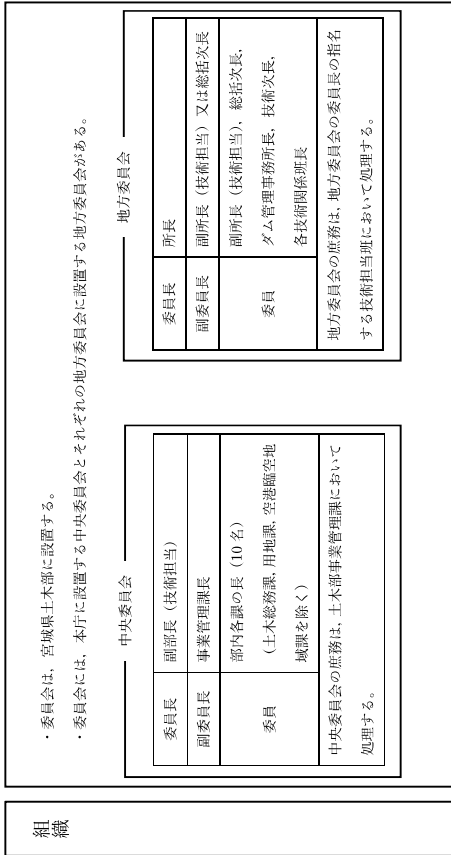
この要領は、令和5年1月16日から施行する。

別表1 [第2関係]

審査・検討・調査対象

区 分	対 象
<p>設計審査 施工条件 の検討</p>	<p>①土留工及び締切工  a 軟弱地盤の土留工で、掘削高さ 7.0 m 以上の場合  b 偏土圧を受ける土留工で、掘削高さ 7.0 m 以上の場合  c a, b 以外の土留工で、掘削高さ 9.0 m 以上の場合  d 一般交通を供用する路面覆工、仮設橋等の仮設構造物の場合  e 仮設計画で、基準としている水面（計画水位）からの深さ 7.0 m 以上の締切工の場合  f 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合  g 鉄道、道路等重要構造物等に近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切工の場合</p> <p>②ダム（砂防ダムを含む。）  堤体高が 30 m 以上の場合</p> <p>③トンネル（シールドを含む。）</p> <p>④橋梁架設  a 最大支間が 100 m 以上の場合  b 最大支間が 50 m 以上で架設工法がトラッククレーン工法及び架設桁工法以外の場合  c 鉄道、道路等に近接し、その交通への影響が予想される場合</p> <p>⑤圧気潜函基礎（2 気圧以上）</p> <p>⑥その他委員長が指示する工事</p>
<p>事故調査</p>	<p>①死亡事故の場合  ②工事等関係者事故で休業 4 日以上又は全治 30 日以上の場合  ③一時に 3 人以上の工事関係者が業務上死傷又は罹病した場合  ④工事関係者以外を死亡又は全治 30 日以上の傷病を負わせた場合  ⑤公衆災害で社会的な影響が大きい場合  ⑥法令違反が認められる場合  ⑦上記以外に委員長が必要と認めた場合</p>

# 宮城県土木部安全対策委員会の運営



※上記の図は、「宮城県土木部安全対策委員会設置要綱」及び「宮城県土木部安全対策委員会運営要綱」による。

安全対策委員会審査表

事務所名	
工事場所	
工事番号及び工事名	
1. 工事概要	
2. 審査、検討、調査区分	
1) 土留工及び締切工	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 軟弱地盤の土留工で、掘削高さ7.0m以上の場合</li> <li>b) 偏土圧を受ける土留工で、掘削高さ7.0m以上の場合</li> <li>c) a, b以外の土留工で、9.0m以上御場合</li> <li>d) 一般交通を供用する路面覆工、仮設橋等の仮設構造物の場合</li> <li>e) 仮設計画で、基準としている水面(計画水位)からの深さ7.0m以上の締切工の場合</li> <li>f) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合</li> <li>g) 鉄道、道路等重要構造物等に近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切工の場合</li> </ul>
2) ダム(砂防ダムを含む)	a) 堤体高が30m以上の場合
3) トンネル(シールドを含む)	
4) 橋梁架設	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 最大支間が100m以上の場合</li> <li>b) 最大支間が50m以上で架設工法がトラックレーン工法及び架設桁工法以外の場合</li> <li>c) 鉄道、道路等に近接し、その交通への影響が予想される場合</li> </ul>
5) 圧気潜函基礎(2気圧以上)	
6) その他委員長が指示する工事	
3. 検討工種の目的と課題	
4. 構造の検討	
1) 土質	
2) 設計条件	
3) 構造計算手法と結果	
4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 公害対策 (産業廃棄物等含む)</li> <li>b) 住民対策</li> <li>c) 交通対策</li> <li>d) 景観等</li> </ul>
5. 審査結果	
1) 指示事項	
2) 検討事項	
3) その他	

※関係図書として、必要な図面等を添付すること。

事故調査表 (その1)

別表3-1

工事番号及び工事名		事務所名		工事場所															
<table border="1"> <tr> <th>別</th> <th>別</th> </tr> <tr> <td>1 仙台労働基準監督署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 大河原労働基準監督署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 古川労働基準監督署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 瀬峰労働基準監督署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 石巻労働基準監督署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 その他</td> <td></td> </tr> </table>		別	別	1 仙台労働基準監督署		2 大河原労働基準監督署		3 古川労働基準監督署		4 瀬峰労働基準監督署		5 石巻労働基準監督署		6 その他					
別	別																		
1 仙台労働基準監督署																			
2 大河原労働基準監督署																			
3 古川労働基準監督署																			
4 瀬峰労働基準監督署																			
5 石巻労働基準監督署																			
6 その他																			
1 起因の別																			
A:		B:		C:															
1 原動機	1 原動機	1 原動機	1 原動機	1 原動機	1 原動機														
2 動力伝導機構	2 動力伝導機構	2 動力伝導機構	2 動力伝導機構	2 動力伝導機構	2 動力伝導機構														
3 木材加工用機械	3 木材加工用機械	3 木材加工用機械	3 木材加工用機械	3 木材加工用機械	3 木材加工用機械														
4 建設用等機械	4 建設用等機械	4 建設用等機械	4 建設用等機械	4 建設用等機械	4 建設用等機械														
5 一般動力機械	5 一般動力機械	5 一般動力機械	5 一般動力機械	5 一般動力機械	5 一般動力機械														
6 壁落、転落	6 壁落、転落	6 壁落、転落	6 壁落、転落	6 壁落、転落	6 壁落、転落														
7 転倒	7 転倒	7 転倒	7 転倒	7 転倒	7 転倒														
8 激突	8 激突	8 激突	8 激突	8 激突	8 激突														
9 飛来、落下	9 飛来、落下	9 飛来、落下	9 飛来、落下	9 飛来、落下	9 飛来、落下														
10 崩壊、転倒	10 崩壊、転倒	10 崩壊、転倒	10 崩壊、転倒	10 崩壊、転倒	10 崩壊、転倒														
11 はさまれ、巻き込まれ	11 はさまれ、巻き込まれ	11 はさまれ、巻き込まれ	11 はさまれ、巻き込まれ	11 はさまれ、巻き込まれ	11 はさまれ、巻き込まれ														
12 切れ、ごすれ	12 切れ、ごすれ	12 切れ、ごすれ	12 切れ、ごすれ	12 切れ、ごすれ	12 切れ、ごすれ														
13 踏み抜き	13 踏み抜き	13 踏み抜き	13 踏み抜き	13 踏み抜き	13 踏み抜き														
14 高温・低温のものとの接触	14 高温・低温のものとの接触	14 高温・低温のものとの接触	14 高温・低温のものとの接触	14 高温・低温のものとの接触	14 高温・低温のものとの接触														
15 有害物との接触	15 有害物との接触	15 有害物との接触	15 有害物との接触	15 有害物との接触	15 有害物との接触														
16 感電	16 感電	16 感電	16 感電	16 感電	16 感電														
17 爆発	17 爆発	17 爆発	17 爆発	17 爆発	17 爆発														
18 火災	18 火災	18 火災	18 火災	18 火災	18 火災														
19 交通事故(道路)	19 交通事故(道路)	19 交通事故(道路)	19 交通事故(道路)	19 交通事故(道路)	19 交通事故(道路)														
20 交通事故(その他)	20 交通事故(その他)	20 交通事故(その他)	20 交通事故(その他)	20 交通事故(その他)	20 交通事故(その他)														
21 動作の反動	21 動作の反動	21 動作の反動	21 動作の反動	21 動作の反動	21 動作の反動														
22 その他	22 その他	22 その他	22 その他	22 その他	22 その他														
2 事故の型																			
分類項目																			
1 壁落、転落	1 壁落、転落	1 壁落、転落	1 壁落、転落	1 壁落、転落	1 壁落、転落														
2 転倒	2 転倒	2 転倒	2 転倒	2 転倒	2 転倒														
3 激突	3 激突	3 激突	3 激突	3 激突	3 激突														
4 飛来、落下	4 飛来、落下	4 飛来、落下	4 飛来、落下	4 飛来、落下	4 飛来、落下														
5 崩壊、転倒	5 崩壊、転倒	5 崩壊、転倒	5 崩壊、転倒	5 崩壊、転倒	5 崩壊、転倒														
6 はさまれ、巻き込まれ	6 はさまれ、巻き込まれ	6 はさまれ、巻き込まれ	6 はさまれ、巻き込まれ	6 はさまれ、巻き込まれ	6 はさまれ、巻き込まれ														
7 切れ、ごすれ	7 切れ、ごすれ	7 切れ、ごすれ	7 切れ、ごすれ	7 切れ、ごすれ	7 切れ、ごすれ														
8 踏み抜き	8 踏み抜き	8 踏み抜き	8 踏み抜き	8 踏み抜き	8 踏み抜き														
9 高温・低温のものとの接触	9 高温・低温のものとの接触	9 高温・低温のものとの接触	9 高温・低温のものとの接触	9 高温・低温のものとの接触	9 高温・低温のものとの接触														
10 有害物との接触	10 有害物との接触	10 有害物との接触	10 有害物との接触	10 有害物との接触	10 有害物との接触														
11 感電	11 感電	11 感電	11 感電	11 感電	11 感電														
12 爆発	12 爆発	12 爆発	12 爆発	12 爆発	12 爆発														
13 火災	13 火災	13 火災	13 火災	13 火災	13 火災														
14 交通事故(道路)	14 交通事故(道路)	14 交通事故(道路)	14 交通事故(道路)	14 交通事故(道路)	14 交通事故(道路)														
15 交通事故(その他)	15 交通事故(その他)	15 交通事故(その他)	15 交通事故(その他)	15 交通事故(その他)	15 交通事故(その他)														
16 動作の反動	16 動作の反動	16 動作の反動	16 動作の反動	16 動作の反動	16 動作の反動														
17 その他	17 その他	17 その他	17 その他	17 その他	17 その他														
3 工事種																			
1 道路	1 道路	1 道路	1 道路	1 道路	1 道路														
2 河川	2 河川	2 河川	2 河川	2 河川	2 河川														
3 橋梁	3 橋梁	3 橋梁	3 橋梁	3 橋梁	3 橋梁														
4 タム	4 タム	4 タム	4 タム	4 タム	4 タム														
5 トンネル	5 トンネル	5 トンネル	5 トンネル	5 トンネル	5 トンネル														
6 砂防	6 砂防	6 砂防	6 砂防	6 砂防	6 砂防														
7 上下水道	7 上下水道	7 上下水道	7 上下水道	7 上下水道	7 上下水道														
8 港湾	8 港湾	8 港湾	8 港湾	8 港湾	8 港湾														
9 宮構	9 宮構	9 宮構	9 宮構	9 宮構	9 宮構														
10 その他	10 その他	10 その他	10 その他	10 その他	10 その他														
2 受注者																			
3 発生場所																			
4 発生年月日																			
5 発生曜日																			
6 発生時刻																			
8 就業者数																			
9 死傷者数																			
10 被災者職種																			
11 被災者性別																			
12 被災者年令																			
13 経験年数																			
14 被災程度																			
15 現場代理人																			
16 主任技術者(監理技術者) 在 在 資格 有 無 選任 非選任																			
17 本社ハローロール状況																			
18 事故概要																			
19 作業前ミーティング 有 無 作業指揮者 有 無																			
21 監視人 有 無																			
22 発注者																			
23 発注者番号																			
1 宮城県知事 (宮城県公立企業管理者)																			
2 地方機関の長																			
24 監督(指示)の状況																			
25 現場確認の状況																			
26 工事種																			
1 道路																			
2 河川																			
3 橋梁																			
4 タム																			
5 トンネル																			
6 砂防																			
7 上下水道																			
8 港湾																			
9 宮構																			
10 その他																			
27 発注者																			
1 宮城県知事 (宮城県公立企業管理者)																			
2 地方機関の長																			
28 発注者番号																			
1 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで																			
29 発注者																			
1 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで																			
30 発注者																			
1 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで																			

別表3-2 事故調査表 (その2)

事故原因	
26	<p>共通要因</p> <p>A 危険だと思わなかった。</p> <p>B 危険だと思っていたが、大丈夫だろうと誤って危険な行動をとった。</p> <p>C 危険だと思っていたが、誤った知識による(危険な)行動をとった。</p> <p>D 危険だと思っていたが、無意識(つかり)による行動をとった。</p>
27	<p>人的要因</p> <p>1 機械・装置等の操作取り扱いを誤った。</p> <p>2 資格が無いのにやった。</p> <p>3 指示、命令を守らなかった。</p> <p>4 安全装置を使用していなかった。</p> <p>5 機械・装置等を指定外の方法で使った。</p> <p>6 防護策・保護等を指定外の方法で使った。</p> <p>7 防護策・保護等を使用しなかった。</p> <p>8 準備段階点検、確認を怠った。</p> <p>9 危険のある機械・装置、工具・用具等を用いた。</p> <p>10 危険のある機械・装置、工具・用具等を安全な場所に置いた。</p> <p>11 工具、用具、材料等を安全な場所に置いた。</p> <p>12 油断、軽視した。</p> <p>13 油断、軽視した。</p> <p>14 油断、軽視した。</p> <p>15 気持ちがあせっていた。</p> <p>16 動揺い判断をした。</p> <p>17 危険を知らずにやった。</p> <p>18 熱中して判断がなかった。</p> <p>19 よそ見をしていた。</p> <p>20 身体の不調が悪かった。</p> <p>21 連絡合図が悪かった。</p> <p>22 連絡合図が不明瞭だった。</p> <p>23 合図、信号を統一していなかった。</p> <p>24 相手の動作を確認しなかった。</p> <p>25 合図を間違えた。</p> <p>26 危険有害な場所に入った。</p> <p>27 不安な場所へ行った。</p> <p>28 動いている機械、装置に接近しまたは触れた。</p> <p>29 つり荷に触れ、下に入りまたは近づいた。</p> <p>30 確認なしに崩れやすい物に寄りまたは触れた。</p> <p>31 無理な姿勢で作業した。</p> <p>32 服装が不適であった。</p> <p>33 保護具の使用選択を誤った。</p> <p>34 その他不安な行為があった。</p> <p>99 その他</p>
28	<p>物的要因</p> <p>1 設計構造が悪かった。</p> <p>2 機械・器具の材料に欠陥があった。</p> <p>3 機械・器具に欠陥があった。</p> <p>4 安全度が不足だった。</p> <p>5 開口部覆い・手摺等防止設備に欠陥があった。</p> <p>6 作業床等防止設備に欠陥・未設置があった。</p> <p>7 水平・垂直養生が欠陥・未設置があった。</p> <p>8 安全帯取り付け設備が欠陥・未設置だった。</p> <p>9 安全通路・昇降施設が欠陥・未設置だった。</p> <p>10 ステーション・構内・ジャンプタワーに欠陥があった。</p> <p>11 梯子・脚立に欠陥があった。</p> <p>12 係り・脚立に欠陥があった。</p> <p>13 飛来落下防護が欠陥・未設置だった。</p> <p>14 投下設備の設置が欠陥・未設置だった。</p> <p>15 安全装置が不適、不良だった。</p> <p>16 防火設備に欠陥・不備があった。</p> <p>17 安全標識がなかった。</p> <p>18 保護具が不適、不足だった。</p> <p>19 保護具が不良だった。</p> <p>20 不安全に物が置いてあった。</p> <p>21 物を置いた場所が悪かった。</p> <p>22 作業場所が狭かった。</p> <p>23 作業場の整理が悪かった。</p> <p>24 照明が不良だった。</p> <p>25 換気が悪かった。</p> <p>26 騒音が悪かった。</p> <p>27 騒音があった。</p> <p>28 粉塵が多かった。</p> <p>29 酸欠状態だった。</p> <p>30 ガスが存在していた。</p> <p>31 交通量が多かった。</p> <p>32 天候条件が悪かった(雨・風・雪等)</p> <p>33 地形条件が悪く、見通しが悪かった。</p> <p>34 作業環境項目を測定していなかった。</p> <p>35 その他の作業環境に欠陥があった。</p> <p>99 その他</p>
29	<p>管理的要因</p> <p>1 作業方法を教えていなかった</p> <p>2 危険な有害作業の教育が不足だった。</p> <p>3 基礎心身の教育・訓練が不足だった。</p> <p>4 理解度の確認が不足だった。</p> <p>5 教育訓練体制が不備であった。</p> <p>6 施工計画・作業標準が不備であった。</p> <p>7 作業の安全指示が適切でなかった。</p> <p>8 作業員の配置に能力・人員数で無理があった。</p> <p>9 指図書・協議員を付けていなかった。</p> <p>10 安全対策費用が不足であった。</p> <p>11 安全な技術者が不足であった。</p> <p>12 適切な技術者の配置に不備があった。</p> <p>13 無資格者にやらせた。</p> <p>14 事前調査・資料調査が不足だった。</p> <p>15 現場施工条件変化に不適切に対応した。</p> <p>16 下請け指導が不適切だった。</p> <p>17 緊急通報体制が未確立・不備であった。</p> <p>18 緊急通報体制が未確立・不備であった。</p> <p>19 隣接区との連携に不備があった。</p> <p>20 責任者が日常巡視していなかった。</p> <p>21 周辺地域への周知に不備があった。</p> <p>22 資格者のチェックをしていなかった。</p> <p>23 気象条件の収集と対応しなかった。</p> <p>24 安全管理体制に欠陥があった。</p> <p>25 工事現場出入口付近で交通事故防止対策がなかった。</p> <p>26 健康診断を実施していなかった。</p> <p>27 危険物の管理に欠陥・不備だった。</p> <p>28 現場内連絡調整が不備だった。</p> <p>31 その他</p>

※関係図書として、必要な図面等を添付すること。



別表3-3 事故調査表 (その3)

別表3-3 対策	
30 再発防止対策(物的要因)	
31 再発防止対策(人的要因)	
32 再発防止対策(管理要因)	
33 措置事項(指名停止等)	
34 改善確認月日	
35 改善確認方法	
36 その他	

※関係図書として、必要な図面等を添付すること。

## 宮城県建設工事事務事故調査審査会設置要綱

### (設置)

第1 県が執行する建設工事の重大事故に係る各部局における安全対策委員会等が実施した事故調査結果を審査するため、宮城県建設工事事務事故調査審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事故調査結果の審査
- (2) その他必要と認められること

### (組織)

第3 審査会は、別表の委員をもって組織する。

2 委員長には出納局次長(技術担当)を、副委員長には農政部次長(技術担当)及び土木部次長(技術担当)を充てる。

### (委員長等)

第4 委員長は会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

### (会議)

第5 委員長は審査会を招集し、その議長となる。

### (関係者の協力)

第6 審査会は必要があるときには、関係者及び学識経験者に意見を求めることができる。

### (庶務)

第7 審査会の事務局を出納局検査課に置き、事務局長には出納局検査課長を充てる。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

委員	農政部次長（技術担当） 水産林政部次長（技術担当） 土木部次長（技術担当） 企業局次長（技術担当） 出納局次長（技術担当）
----	---

## 宮城県建設工事事故調査審査会運営要領

### (目的)

第1 この要領は、宮城県建設工事事故調査審査会設置要綱（以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、宮城県建設工事事故調査審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審査)

第2 審査会は、事故の原因究明に関する次の審査を行う。

- (1) 事故の調査分析結果に関すること
- (2) その他必要と認められること

### (会議)

第3 審査会は、次の場合招集する。

- (1) 重大事故(以下「当該事故」という。)が発生した工事担当部局の安全対策委員会等から要請があったとき
  - (2) 審査会の会長が特に必要と認めるとき
- 2 当該事故担当部局の安全対策委員会等は、様式第1号により審査会へ審査を要請するものとする。
- 3 審査資料の作成及び事案の説明等は、当該事故の担当主務課長等が行うものとする。
- 4 審査会はその審査結果について、様式第2号により当該事故担当部局の安全対策委員会等に通知するものとする。

### (副委員長)

第4 要綱第4第2項に基づき副委員長が委員長の職務を代行する場合は、当該事故の担当部局以外の副委員長がこれを行うものとする。

### (事務局)

第5 事務局は、審査会の開催・司会進行・審査結果のとりまとめ等、審査会の運営に関する庶務を行うものとする。

### 附 則

1 この要領は、平成19年1月4日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

宮城県建設工事事故調査審査会委員長 殿

安全対策中央委員会委員長

建設工事事故調査審査要請書

宮城県建設工事事故調査審査会運営要領第 3 第 2 項の規定に基づき、別添建設工事事故調査報告書を添付の上、建設工事事故審査を要請いたします。

様式第2号

建設工事事故調査審査結果意見書

平成 年 月 日付けで〇〇部(局) 安全対策委員会中央委員会委員より要請のあった建設工事事故審査の結果については、下記の通りである。

記

年 月 日	委 員 長	副 委 員 長	委 員

## 宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議規程

(目的)

第1条 宮城県（出先機関を含む。以下同じ。）と宮城労働局（労働基準監督署を含む。以下同じ。）が相互に連絡協議し、宮城県が発注する建設工事の労働災害防止活動の促進を図り、労働災害を防止することを目的とする。

(名称)

第2条 本会議は、宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

宮 城 県	土 木 部 長 農 林 水 産 部 次 長 土 木 部 次 長 企 業 局 次 長 環 境 生 活 部 次 長
宮 城 労 働 局	労 働 基 準 部 長 監 督 課 長 健 康 安 全 課 長

(代表)

第4条 連絡会議の代表は宮城県土木部長及び宮城労働局労働基準部長とする。

(会議)

第5条 連絡会議は代表が合意の上、毎年開催する。ただし、代表が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

会議の構成員は、代表に会議の開催を要請することができる。

(連絡協議事項)

第6条 連絡会議は第1条の目的達成のため、次の事項について連絡協議する。

1. 建設工事における労働災害の発生状況に関すること。
2. 宮城県の工事発注状況に関すること。
3. 施行業者に対する監督指導に関すること。
4. 労働災害防止に必要と認められる事項に関すること。

(幹事会)

第7条 連絡会議における連絡協議事項について打合せのため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

宮 城 県	土 木 部 事 業 管 理 課 長 農 林 水 産 部 農 村 基 盤 計 画 課 技 術 補 佐 ( 総 括 担 当 ) 農 林 水 産 部 森 林 整 備 課 技 術 補 佐 ( 総 括 担 当 ) 農 林 水 産 部 漁 港 漁 場 整 備 課 技 術 補 佐 ( 総 括 担 当 ) 企 業 局 水 道 経 営 管 理 室 施 設 管 理 班 長 環 境 生 活 部 震 災 廃 棄 物 対 策 課 班 長
-------	--

宮城労働基準局 地方労働基準監察監督官  
地方産業安全専門官

3 幹事会に代表幹事をおく。代表幹事は土木部事業管理課長，地方産業安全専門官とする。

4 幹事会は，毎年5月に開催する。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は，宮城労働局労働基準部健康安全課において行う。

(任期)

第9条 連絡会議の構成員及び幹事の任期は各行政機関におけるその職の在任期間とする。

(地区連絡会議)

第10条 宮城県出先機関と労働基準監督署との相互連絡協議のため，地区労働災害防止連絡会議（以下「地区連絡会議」という。）をおく。

2 地区連絡会議規程は，本規程に準じ別に定める。

(地区連絡会議との連携)

第11条 連絡会議の代表は，地区連絡会議との連携を図るため，連絡会議において連絡協議した事項について，その都度，地区連絡会議代表に通知し，その他労働災害の防止に必要と認められる事項について指示するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 本規程は，昭和53年11月27日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，昭和55年12月5日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，平成3年6月6日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，平成6年6月3日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，平成11年8月3日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，平成12年7月27日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，平成15年7月23日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，平成18年7月25日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，平成23年11月30日から施行する。

(施行期日)

第1条 本規程は，平成24年6月13日から施行する。



## 宮城県建設工事事故防止優良者表彰事務取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、宮城県の発注に係る建設工事（以下「建設工事」という。）において、特に安全管理に努めている現場代理人を表彰し、労働災害の防止及び安全の確保に寄与するものとする。

### (表彰対象者)

第2 この要領による表彰の対象は、表彰しようとする年度の前年度に完成した建設工事（1件の請負金額が5百万円以上で工期内に完成したものに限る。）で、工事成績調書の審査点の総合点が85点以上の工事において、安全管理に熱心に取り組み、労働災害の防止及び安全の確保に優れた功績があった現場代理人とする。ただし、次のいずれか（以下「欠格事項」という。）に該当する場合は、対象としないものとする。

(1) 工事成績調書の審査項目の7「法令遵守等」の評定が減点の工事

(2) 工事成績調書の審査項目の2「施工状況」のうちⅢ「安全対策」に「a」以外の評定がある工事

(3) 工事成績調書の審査項目に「d」又は「e」の評定がある工事

(4) 現場代理人が関与した工事において、死亡事故を発生させた場合又は安全管理の不適切により休業4日以上又は全治30日以上の労働災害を発生させた場合であって、災害発生日が、表彰年度の前年度の7月1日から当該年度の6月30日までの期間に存する場合

(5) 現場代理人が関与した工事が、労働災害及び公衆災害等の発生により労働基準監督署から法令違反や指導事項等の文書を交付された場合であって、文書交付日が、表彰年度の前年度の7月1日から当該年度の6月30日までの期間に存する場合

(6) その他、表彰に相応しくない事実が現場代理人にある場合

2 前項の規定にかかわらず、実工期の9割を超える期間に従事したことが確認できない場合は、表彰の対象としないものとする。ただし、請負者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事が着手できない場合に行われた変更はこれによらないものとする。

なお、実工期とは、実際に工事着手した日から完成届の工事完成の日までとする。

### (特別賞の授与)

第3 表彰対象者の受賞回数5回毎に特別賞を授与する。ただし、過去に現場代理人が関与した工事において死亡事故を発生させた場合を除く。

### (表彰審査委員会)

第4 この要領に定める表彰を審査するため、別表の宮城県建設工事事故防止優良者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の審査)

第5 この要領に定める表彰を行おうとするときは、委員会の審査に付するものとする。

2 事業管理課長は、第2の表彰対象者に該当すると認められる現場代理人を『宮城県建設工事事故防止優良者表彰候補者名簿』（以下「名簿」という。）により調製し、主管課長を通じて主務課長及び地方機関の長に意見を求めるものとする。

3 事業管理課長は、名簿に前項による主務課長及び地方機関の長の意見を添え、委員会の審査を得る手続きを行うものとする。

(表彰の決定)

- 第6 知事は、委員会の審査の結果を踏まえ、被表彰者を決定するものとする。
- 2 土木部長は、前項の決定があったときは、様式第1号により速やかに被表彰者に通知するものとする。

(表彰の方法)

- 第7 表彰は、知事が、宮城県建設工事事故防止対策推進大会において、賞状を授与して行う。
- 2 前項の表彰には、副賞を添えることができるものとする。
- 3 第1項の規定による賞状は、様式第2号及び様式第3号のとおりとする。

(表彰に係る事務分掌)

- 第8 この要領による事務は、土木部事業管理課が所掌するものとする。

(表彰の取消し)

- 第9 土木部長は、被表彰者及び所属する施工者に対し、第2第1項第4号から第6号までに規定する欠格事項が生じた場合は、表彰年度の6月30日までに速やかに報告するよう求めるものとする。
- 2 知事は、被表彰者及び所属する施工者について、前項に規定する欠格事項に該当すると認めるときは、表彰日までに表彰の決定を取り消すものとする。

(罰則)

- 第10 施工者が表彰の要件に係る宮城県の調査において虚偽の報告を行った場合又は被表彰者及び所属する施工者が第9第1項の規定による報告を怠った場合は、知事は表彰の決定を取り消すとともに、当該施工者を3か年の間、表彰の対象としないものとする。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか表彰の実施に関し、必要な事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

【別表】

宮城県建設工事事故防止優良者表彰審査委員会

1 組織

委員会の委員は、次のとおりとする。

委員長 土木部長  
副委員長 土木部副部長（技術担当）  
委員 ~~総務部~~総務課長  
農政部農村振興課長  
水産林政部水産林政総務課長  
土木部土木総務課長  
土木部事業管理課長  
企業局水道経営課長

2 委員長等

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 会議等

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- (3) 委員会は、委員の2分の1以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 庶務

委員会の庶務は、土木部事業管理課において行う。

5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(通知日)

(会 社 名)

(氏 名) 殿

宮城県土木部長

宮城県建設工事事故防止優良者表彰決定通知

あなたは、宮城県の発注に係る建設工事の現場代理人として安全管理に積極的に取り組み、事故防止に努められた功績は誠に顕著であり、他の模範であります。

よって、宮城県建設工事事故防止優良者に決定されましたので通知します。

なお、当該年度の 6 月 30 日までに、別途定められた欠格事項に該当することとなった場合は、当該表彰が取り消されます。また、欠格事項の報告を怠った場合は、当該表彰が取り消されるとともに、施工者は 3 か年の間、表彰の対象とならなくなりますので留意願います。

本通知は、当該年度の 7 月 1 日以降の入札公告から実績とすることができます。ただし、落札決定前に当該表彰が取り消された場合は、受賞実績とはなりません。

賞 状	
(表彰番号)	
	(会 社 名)
	(氏 名) 殿
あなたは宮城県の発注に係る建設工事の 現場代理人として安全管理に積極的に 取り組み事故防止に努められた功績は 誠に顕著であり他の模範であります よって宮城県建設工事事務局 としてこれを賞します	
(表彰月日)	
宮城県知事 (知事名)	

賞 状	
(賞名) (表彰番号)	
	(会 社 名)
特別賞	(氏 名) 殿
あなたは宮城県の発注に係る建設工事の 現場代理人として安全管理に積極的に 取り組み事故防止に努められた功績は 誠に顕著であり他の模範であります よって宮城県建設工事事務局 としてこれを賞します	
(表彰月日)	
宮城県知事 (知事名)	

## 県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領

### (目的)

- 1 この要領は、労働安全衛生法第28条の2（平成18年4月1日以降）により、いわゆるリスクアセスメントの実施が努力義務化されたのを受け、宮城県が発注する工事において、リスクアセスメントの取組みを工事成績において評価し、加点評価することで、労働災害防止に対する意識向上を図り、東日本大震災以降急増する労働災害等の低減を図ることを目的とするものである。

### (対象工事)

- 2 平成25年4月1日以降に公告又は指名通知する全ての工事を対象とする。

### (加点措置条件)

- 3 リスクアセスメント実施で加点する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 施工前にリスクアセスメントを検討し、施工計画書に記載すること。
  - (2) 「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」報告書（共3-1-1-14 関係① 様式）で発注者へ報告すること。

### (加点措置)

- 4 リスクアセスメント実施で加点措置を行う場合は、県工事成績調書の「創意工夫」の項目で最大2点を加点する。

### (加点点数)

- 5 加点する点数の基準は下記のとおりとする。
  - (1) 2点を加点する場合は、次の項目を全て満たしていること。
    - ・上記3に示す加点措置条件を満たしていること。
    - ・労働災害や公衆災害の発生を防止した。（もらい事故等の第3者に起因する事故は除く）
    - ・工種ごとの作業手順に沿って、リスクの見積り及び低減措置が検討され、その項目が50項目以上あり、かつ、現場等において実施されていること。
  - (2) 1点を加点する場合は、次の項目を全て満たしていること。
    - ・上記3に示す加点措置条件を満たしていること。
    - ・労働災害や公衆災害の発生を防止した。または、労働災害等が発生したが、労働基準監督署からの使用停止命令書又は是正勧告書の交付が無かった場合。
    - ・工種ごとの作業手順に沿って、リスクの見積り及び低減措置が検討され、その項目が30項目以上あり、かつ、現場等において実施されていること。
  - (3) 上記の(1)(2)を満たさない場合は加点しない。

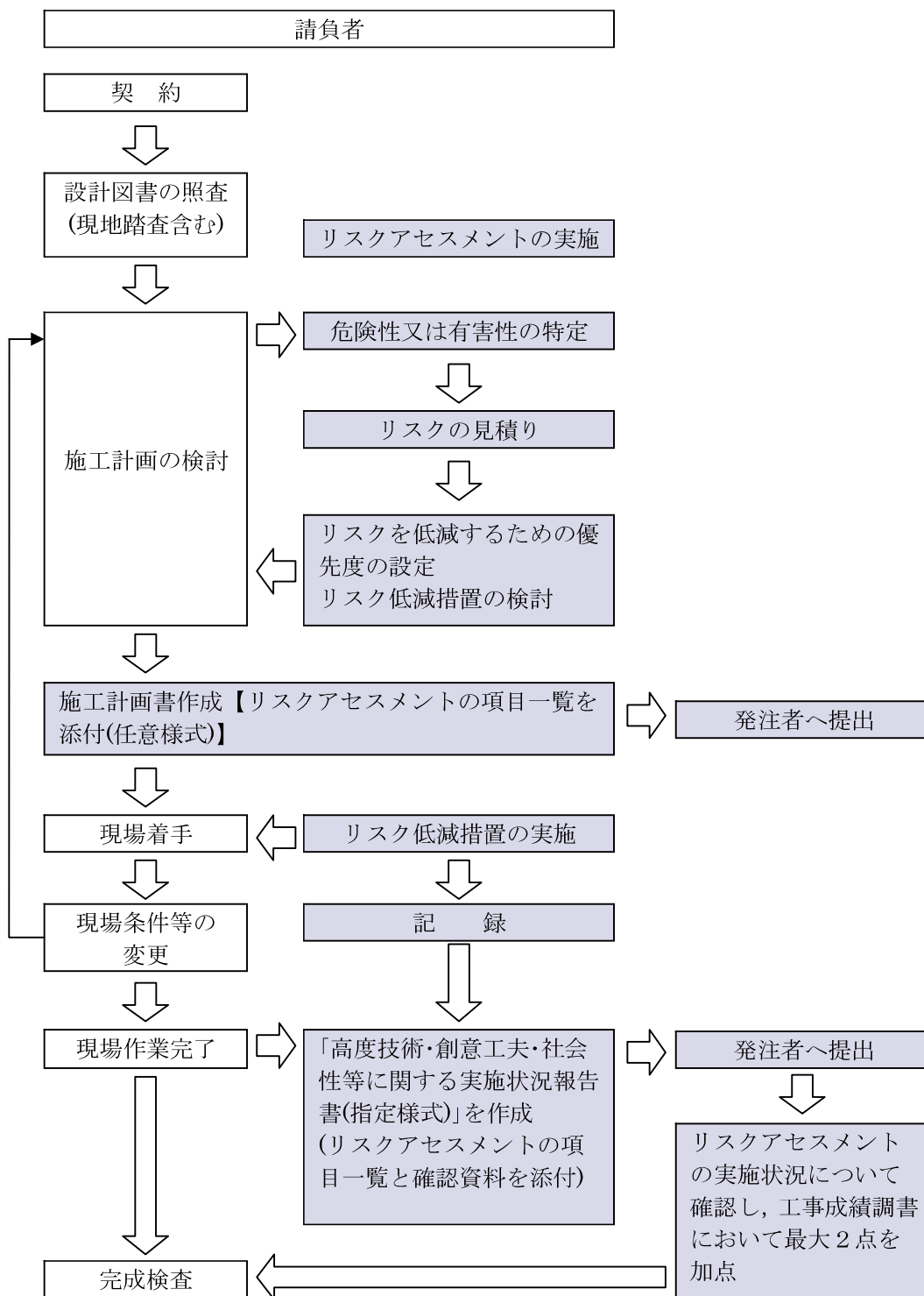
### (その他)

- 6 リスクアセスメントの実施状況は、写真または記録により確認する。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

1 リスクアセスメントの実施フロー



2 その他

リスクアセスメントの危険性の評価手法などは具体的な評価基準が無く、○△×評価や数値評価など多種多様であるため、様式は任意とした。各請負者において、従来から使用している様式があればそれを使用して差し支えない。

別添の【参考様式】や、厚生労働省のホームページ（「リスクアセスメント等関連資料・教材一覧」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>）を参考とし、活用されたい。



【参考様式】

# リスクアセスメント実施一覧表

工事名	平成00年度000号 000工事
請負者	000建設株式会社

## 記入例

監督員	
現場代理人	主任技術者

項目番号	工種	1.手順	2.危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	3.既存の災害防止対策	4.リスクの見積り			5.リスク低減措置案	6.措置実施後のリスクの見積り			7.対応措置		8.備考
					重篤度	可能性	優先度		重篤度	可能性	優先度	措置実施日	確認資料	
1	準備工	〇〇	〇〇	〇〇	△	△	II	〇〇	〇	〇	I	H25.4.1	写真	
2		〇〇	〇〇	〇〇	×	×	III	〇〇	△	△	II	H25.4.1	写真	
3	本作業	BF移動	死角のため関係作業員が重機と接触する	対策未実施	×	△	III	移動前に人払いをし、誘導員の合図で重機を移動する	×	〇	II	H25.4.1	写真	
4		BF掘削	作業員がBFの作業半径に立ち入り、接触する	・誘導員の配置 ・立入禁止区域の設定	△	△	II	近接危険センサーを設置する	△	〇	I	H25.4.1	写真	
5		〇〇	〇〇	〇〇	×	×	III	〇〇	△	△	II	H25.10.10	写真	第2回変更で追加
6		〇〇	〇〇	〇〇	×	△	III	〇〇	△	〇	I	H25.4.1	写真	
7		〇〇	〇〇	〇〇	△	△	II	〇〇	△	〇	I	H25.4.1	写真	
8	後片付け	〇〇	〇〇	〇〇	△	〇	I	損傷箇所がないか作業前に〇を点検する	〇	〇	I	H25.4.1	記録	
9		〇〇	〇〇	〇〇	△	〇	I	〇〇	〇	〇	I	H25.4.1	写真	
10		〇〇	〇〇	〇〇	△	〇	I	〇〇	〇	〇	I	H25.4.1	写真	

凡例：●災害の重篤度 ×＝致命的・重大 △＝中程度 ○＝軽度

●発生可能性 ×＝頻繁・可能性が高いか比較的高い △＝時々・可能性がある ○＝ほとんどない・可能性がない

●優先度 III＝直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。II＝速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。I＝必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

注意1：リスク低減措置案は具体的に記載すること。(悪い例：滑らないように注意する。良い例：滑り止め〇〇を使用する。)

注意2：対応措置の確認は、基本的には写真(1項目につき1枚)により確認する。写真で確認できない場合は、実施の記録等で確認する。

注意3：「措置実施後のリスクの見積り」まで記載したものを施工計画書へ添付する。「対応措置」は措置実施日に記入し、完成検査前に確認資料を添付の上、監督職員に提出する。